

句端初探

山 川 英 彦

本朝弘法大師空海が編纂した『文鏡秘府論』六卷は作詩作文法の要諦をまとめた書物である。その大部分は空海自身
が書き下ろしたのではなく、梁・沈約の『四声譜』、隋・劉善経の『四声指帰』、唐・王昌齡の『詩格』などの諸書を
手直ししてまとめたもので、空海自身の筆に成るものは序文だけとされている。

空海は朝廷より命を受け、延暦二十三年（唐貞観二十年・西暦八〇四年）七月六日遣唐大使藤原葛野麻呂の一行に加
わって唐に渡り、数々の苦難を経て十二月二十三日長安入りを果たした。その後足掛け三年中国に留まって勉学に励み、
大同元年（唐元和元年・西暦八〇六年）十月上旬に帰国した。帰国した際には先人たちの例に倣い大量の仏典やその他
の書籍を将来した。⁽¹⁾ 当時日本には空海が将来したものと併せすでにかなりの漢籍が渡来していた。その中には六朝から
唐代にかけて書かれた詩文の評論・格式に関する書物も含まれており、空海はそれらの書籍を基に、あるものはそのま
まに、あるいは重複を省くなど編集して『文鏡秘府論』を完成させた。そこに引用された書籍の中には中国では夙に失
われたものも少なくない。清末に駐日公使の随行員として来日した楊守敬が、帰国するまでのあいだ日本各地を訪れ中

国では既に亡びた貴重書を捜し求めてまとめた『日本訪書志』でも『文鏡秘府論』について、

其所引唐人詩尤多、秘篇不可勝拳。又引齊太子舍人李節音韻決疑、亦隋書經籍志所不載、尤考古者所樂觀也。と言及している。

この『文鏡秘府論』の北卷は「論対属」と標題を付され、論対属篇、句端篇、帝徳録篇の三篇からなる。この中の句端篇は句端と称される言葉を用法別に二十六類に分類して簡単な解説を付したものである。この句端篇も空海の手になるものではなく、随末から唐初に活躍した杜正倫が著した『文筆要訣』の句端篇をそのまま手を加えることなく引用したものである。このことは現存する『文筆要訣』句端篇の内容と『文鏡秘府論』句端篇の内容が若干の字句の異同は見られるもののほぼ一致し、両書の成立年代を考えるに『文筆要訣』は随末唐初であり、『文鏡秘府論』はそれより百年以上遅れることから明らかである。

この『文筆要訣』は唐土では夙に散逸し、本朝でもわずかにその句端篇のみが伝えられるだけである。伝本は平安朝末期の写本と考えられ、海内の孤本であることから一九四一年に国宝に指定され、一九四三年には所蔵者の五島慶太氏によって『賦譜』とともに原本と同じく卷子本の形で複製本が作製された。^{三〇}

『文筆要訣』なる書名は中国で編まれた書目類のいずれにも著録されていない。わずかに本朝寛平（八八九―八九八）の頃に藤原佐世の編んだ『日本国見在書目録』に、

文筆要訣一卷 杜正倫撰

と見えるだけである。撰者の杜正倫は隋末から唐初にかけて活躍した人物で、『旧唐書』卷七十・『新唐書』卷百六に伝があるが、彼の著作に関しては『旧唐書』本伝の末尾に

有集十卷行於代。

とあり、また『旧唐書・経籍志』に

春坊要録四卷 杜正倫撰

とあるのみで、『文筆要訣』は『旧唐書・経籍志』・『新唐書・芸文志』のいずれにも言及されておらず、詳細は不明である。ただ杜正倫は当時の有名な文章家で、『新唐書』本伝に、

正倫工属文、嘗与中書舍人董思恭夜直、論文章。思恭帰、謂人曰、与杜公評文、今日覚吾文頓進。

とあるように作文法にも通曉していた人物で、杜正倫が『文筆要訣』を著していたことは十分あり得ることである。蛇足であるが、筆者が所属する日中文化交流史研究会では以前に我国正倉院御物として伝えられる『杜家立成雜書要略』の研究書『杜家立成雜書要略 注釈と研究』なる書を出版したことがあるが、その中でこの『杜家立成雜書要略』は撰者不明であり、その書名は日本・中国の如何なる書籍目録にも見られないが、「杜家」という二文字からして隋から唐にかけて活躍していた杜正玄・杜正蔵・杜正倫の三兄弟のうちの杜正倫が撰者であった可能性が高いこと、またこの『杜家立成雜書要略』は書簡の模範例文集であるが、あるいは『文筆要訣』の句端の例文集的性格を備えていたのかもしれないことを指摘した。

この句端とは如何なるものであろうか。字義から考えれば、「句の端^{はし}」ということであり、「端^{はし}」というのも実例からして「尾」ではなく「頭」であり、換言すれば「句頭」というに等しい。「端」の字も「ハジメ」と訓むべきかもしれない。『文鏡秘府論』の訳注を作成された興膳宏氏はその注において、

句のはじめに用いられる慣用的な語辞

と解説される。また『文鏡秘府論』西巻の文二十八種病篇の第二十六雜乱においても「句端」なる語が使用されており、そこでは次のようにいう。

凡詩発首誠難、落句不易。或有制者、応作詩頭、勒為詩尾、応可施後、翻使居前、故曰雜乱。仮作「憶友詩」曰、

思君不可見 徒令年鬢秋

独驚積寒暑 迢遰阻風牛

粵余慕樵隱 蕭然重一丘

釈曰、「粵余」一対、合在句端、「思君」一対、合居篇末。……………

「釈曰」の部分に「句端」が使用されている。ここでは「篇末」の対の言葉として使用されていることから、「篇頭」、即ち「全体の始め」の意味であること明らかである。またもし句端が単に「一句の頭」に置かれるものであるなら、「粵余」は明らかに「一句の頭」に置かれているのであり、先の議論は成立し得ない。ここでは句端は決して「一句の頭」の意味ではない。今一度句端篇に戻りその篇頭に見える解説をみるに、

屬事比辞、皆有次第。每事至科分之別、必立言以間之、然後義勢可得相承、文体因而倫貫也。

とあり、興膳氏の訳を見てみると、

事柄を連ね、ことばを並べて分を作るには、みな順序次第がある。それぞれの事を述べるにつけて、段落の切れめになれば、かならずそこに「言」（発端の語）を置いて区切りをつける。そうしてこそ文意は前後あい呼応することができ、文体は筋道だった一貫性を獲得するのである。

と訳されており、興膳氏も句端という語が決して「一句の頭」に施されるものではなく、段落の頭に置かれるものと解されていると考えられる。しかし実際に見いだされる用例は必ずしも段落の頭に置かれたものばかりではない。一句の頭に置かれたとしか解されないものもあり、更に詳細な検討が必要となる。

句端を概観してみるに、それらの多くは所謂発語の助字や接続詞、副詞などである。句端は『文鏡秘府論』においては文中における用法別に二十六類に分類されているが、視点を変え語法面から詞性あるいはその構造を検討する事になる。しかしただ詞性のみ焦点を当てて検討しようとするとは様々な困難に直面することとなる。中国語においては同一の語でも形態の変化を全く伴うことなく詞性が変わり、品詞の認定は文中でどのように使用されているかで判定される。たとえば現代漢語で「父親」「母親」は「父亲」「母亲」といい、その品詞は名詞以外に認定しようがない。しかし古典中国語では事はそう単純ではない。古典中国語では先の二語は「父」「母」であるが、次のような例もある。

父父子子兄弟弟夫夫婦婦、而家道正、正家而天下定矣。（易・家人）

父は父たり、子は子たり、兄は兄たり、弟は弟たり、夫は夫たり、婦は婦たり、而して家道正し、家正しくして天下定まる。

今也欲治其心、而外天下国家、滅其天常、子焉而不父其父。（韓愈・原道）

今や其の心を治めんと欲して、而も天下国家を外にし、其の天常を滅し、子として其の父を父とせず。

『易』における「父父」は上字が名詞で主語となり、下字は「父たり」という動詞で述語である。韓愈の例では「不父其父」の「其」の前の「父」は動詞であり、後の「父」は名詞で目的語となっている。この二例は極端な例かもしれない

いが、このほかにも同様の例は少なくない。

このように詞性にのみ焦点を当てて検討しようとしても結局は文中における機能をまず明らかにしなければならぬ。このため本稿においては各句端が文中におけるどのような機能を有しているかという観点から分析を試みようと思う。^三これとても具体的な使用例がなく、句端だけが掲出されている『文鏡秘府論』句端篇ような場合にはその機能を正確に知ることは困難である。さしあたって常識的な範囲で字義と各類ごとに付された解説から推論するしかない。また句端の中には一語と認定するには抵抗のあるものも少なくない。例えば第一類に見える「観夫」「原夫」「窃聞」「聞夫」、第四類の「乃知」「方知」「是知」、第十五類の「豈謂」「豈知」「誰知」「誰言」などはそれぞれ「観」「原」「聞」「知」「謂」などは動詞としての意味・機能を失ってはならず、原義を保持していると考えられる。第一類の「自昔」は「自(介詞) + 昔(名詞)」と分析可能である。しかしこのように二語に分析したのでは句端としての機能は消失し、本稿の目的とする句端研究の本質が失われてしまうこととなる。このため可能な限りまとまった意味・機能を持つ一語として扱い本稿を進めていくこととする。なお本稿を執筆するにあたり筑摩書房から出版された『弘法大師空海全集』第五巻に収められた興膳宏氏が校訂し訳注を施されたものをテキストとした。現在入手可能もので最も信頼できると考えたからである。本稿をお読みいただくには常に興膳氏の訳注を参照していただきたい。

第一類 観夫 惟夫 原夫 若夫 窃以 窃聞 聞夫 惟昔 昔者 蓋夫 自昔 惟

「惟昔、昔者、自昔」以外はすべて文頭に置かれる発語の助字であり、句端という名に相応しいものである。その多くは「動詞 + 夫(発語の助字)」、「窃(副詞) + 動詞」という構成である。「惟昔、昔者、自昔」はいずれも時間を表す

副詞性の語であり、たまたま文頭に置かれることがあるために第一類に分類されたにすぎない。なおこの中の「若夫」は劉淇の助字弁略に次のような解説が見える。

左伝隱公五年：「若夫山林川沢之実、器用之資、阜隸之事、官司之守、非君所及也。」若夫者、相及而殊上事之辭也。又庾子山小園賦：「若夫一枝之上、巢父得安巢之所。一壺之中、壺公有容身之地。」此若夫、發端之辭、与上義別。

「若夫」には二義があり、第一義は「もしそれ」と訓まれることもあるが、意味は「かの……のようなものは」であり、劉淇は上文に述べられた内容とは異なることを表すとす。第二義は特に意味のない発語の助字であり第一義とは異なるとする。劉淇の第二義がこの第一類に相当する。劉淇は特に賦において多用されると述べてはいないが、後述の第十一類に見える句端にも助字弁略に解説されているものがあり、そこでは賦における特別の用法とされていることと併せて考えてみると、この「若夫」の第二義も賦における特別な用法である可能性が高い。庾子山の賦を用例として引用していることもそれを裏付ける。劉淇の第一義は句端篇には見られない。二十六類中に分類するにも適当な類は見あたらない。

第二類 至如 至乃 至其 於是 及有 是則 斯則 此乃 誠乃

上文を承けて下文へ接続する働きであり、基本的に接続詞と認定できる。いずれも更に分析することが可能であり、「至如 至乃 至其」は「至（動詞）＋助字」であり、「斯則 是則 此乃」は代名詞と接続詞に分析できるが重点は「則 乃」にあり、「斯 是 此」は「則」と比べれば軽い。「誠乃」の「誠」は副詞で意味はほとんどない。また「及

有」では「有」は動詞として機能しているが、接続詞としての「及有」においてはこの下に続く成分を名詞化する機能しか持たないとみることができる。

第三類 洎於 逮於 至於 及於 既而 亦既 俄而 洎逮 及自 属

「洎逮 至 及」はいずれもある時点に達したことを表し、「洎於 逮於 至於 及於」はそれが二字に伸びたもの。「既而 俄而」は副詞で、「而」は接尾辞。「亦既」も副詞であるが、「亦」「既」共に原義を強く保っており、「亦既」を一語とするのは無理がある。

第四類 乃知 方知 方驗 将知 固知 斯乃 斯誠 此固 此実 誠知 是知 何則 所以 是故 遂使 遂令

故能 故使 可謂

この類は一語と認めるのは困難なものばかりである。強いて言えば「何則 所以 是故 可謂」などがまとまった意味を持つが、そのほかはすべて二語と解してよいものばかりである。しかしそれでは句端としての存在意義は失われる事となる。いずれも二語まとまってこそ意味を持つ。解説に「或多析名理、或比況物類、不可委説者」とあるとおり本来ひとまとめに論じるのは困難な類である。

第五類 況乃 況則 矧夫 矧唯 何況 豈若 未若 豈有 豈至

「豈若 未若」が端的に示すように上文で述べた内容が下文の内容に及ばない事を表す。「況乃 況則 矧夫 矧唯」

ではいずれも上字が接続詞で意味の重点がある。「何況」も接続詞「況」に重点がある。「豈有 豈至」は文脈がなければこの類に分類されることを確認するのは難しい。

第六類 豈独 豈唯 豈止 寧唯 寧独 寧止 何独 何止 豈直

上字はいずれも「どうして……だろうか」と反語を表す副詞であり、下字はいずれも「ただ……だけ」と限定の意の副詞である。二字で「どうしてただ……だけであろうか」の意の副詞と認められる。

第七類 仮令 仮使 仮復 仮有 縦令 縦使 縦有 就令 就使 就如 雖令 雖使 雖復 設令 設使 設有

設復 向使

以上の句端は、上字としては「仮 縦 就 雖 設 向」、下字としては「令 使 復 有 如」が用いられ、その組み合わせにより構成されている。上字の「仮 設」は多くの場合仮定条件を表すが譲歩を表すと認められる例もある。「就 縦 雖」は譲歩を表す。下字の中の「令 使 如」は仮設を表す用法しか見られない。下字の「復」は接尾辞、「有」はほぼ実義を失った動詞。「縦令 縦使」という明らかに譲歩を表す接続詞と同類であることから他にも譲歩を表すものと考えられる。よって上字に「仮 設」を持つものはこの類では仮設条件を表すというよりは譲歩を表し、「縦 就 雖」を持つものは譲歩を表す。いずれも上字に意味の重点があり、下字は復音節化するために付されたものである。「向使」は仮設条件を表すと認めざるを得ない。

第八類 雖然 然而 但以 正以 直以 只為

「雖然」は讓歩を、「然而」は逆接を表す接続詞。「但以 直以 只為」の上字は限定を表す副詞。「正以」の「正」にも副詞の限定の用法があり、「但以 直以 只為」と同類と考えられる。下字の「以 為」は意味は動詞義は「おもえらく」となるが、機能としては接尾辞と認められる。

第九類 豈令 豈使 何容 豈容 豈至 豈其 何有 豈可 寧可 未容 未応 不容 詎可 詎令 詎使 而乃
而使 豈在 安在

上字の「豈 何 寧 詎 安」はいずれも「あに、なんぞ、いづくんぞ」などと訓まれる反語を表す副詞である。「豈 何 寧 詎 安」の下字に使用されている「令 使」は使役を表し、「容 可 応」はいずれも「……すべし」と訓まれ、当然を表す助動詞である。「至 有」は動詞義を残しており、「其」は助字である。以上すべて上字に意味の重点があり、下字ははそれに続く内容に合わせて変化する。「而……」に関しては、この第九類は「……であつてはならない」の意味であることから「而乃」「而使」は「しこうしてすなわち……んや」「しこうして……使めんや」と訓むべきであろう。「未容」「未応」「不容」は助動詞に否定詞が付されたものであり、「……すべきではない」の意味で、二字で副詞と認められる。

第十類 豈類 詎似 豈如 未若

上字の「豈 詎」は反語を表す副詞、「未」は否定副詞。下字はいずれも動詞義を残している。この四種の句端は普

通は一語とは認められないが、一応まとまった意味を持つ。

第十一類 若乃 爾乃 爾其 爾則 夫其 若其 然其

「爾乃」は「爾」で「そうである」と上文で述べた内容を承け、別の内容に転じて下文に続ける。「爾其 爾則 夫其 若其 然其」においても「爾 其」が上文の内容を承ける働きをする。ならば「若乃 若其」の「若」も、伝統的には「もし」と訓読するものの、意味的には「爾」と同様に「そうである」と解すべきである。

この類の「爾乃」に関して劉淇の『助字弁略』に次のような興味深い解説が見られる。

又応劭風俗通義序：「周秦常以歳八月、遣輜軒之使、求異代方言、還奏、籍之藏于秘室。及嬴氏之亡、遺脱漏棄、無見之者。蜀人嚴君平有千余言、林閭翁孺才有梗概之法。揚雄好之、天下孝廉衛卒交會、周章質問、以次注統。二十七年、爾乃治正、凡九千字。」魏志楊阜伝：「書曰：『九族既睦、協和万国。』事厥思宜、以從中道、精心計謀、省息費用、吳蜀以定。爾乃上安下樂、九親熙熙。」此爾字、猶云斯也、然後也。爾既訓此、故得轉為斯也。又張子平西京賦：「爾乃広衍沃野、厥田上上。」又云：「爾乃廓開九市、通闡帶關」凡賦之更端之語、多云爾乃、或云爾其、與上爾乃義別。

ここでは賦に使用される「爾乃」は他の場合とは異なる特別の用法、すなわち「更端之語」という用法があるとしている。 「更端」とは「端を更^はえ^かる」、すなわち段落を改めるの意であろう。同様の解説が「若乃 爾其」にも見られる。

「若乃」

又庾子山枯樹賦：「若乃山河阻絶、飄零離別。」更端語也。

「爾其」

張平子南都賦：「爾其川瀆則滙澧灤、發源巖穴。」賦更端語也。

いずれも賦において段落を改めるといふ特別な用法があつたと述べるものである。

第十二類 儻使 儻若 如其 如使 若其 若也 若使 脱若 脱使 脱復 必其 必若 或若 或可 或当

いずれも仮設条件を表す接続詞である。上字または下字に使用される「儻 使 若 如其 脱 或」自身に仮設条件を表す機能があり、同義複合または接尾辞など他の要素との複合により形成されている。

第十三類 唯応 唯当 唯可 只応 只可 只当 乍可 必能 必応 必当 必使 会当

いずれも上字或いは下字に、中には二字とも「応(まさに……べし) 当(まさに……べし) 可(……べし) 必(かならず……) 会(かならず……)」など必然・必要を表す助動詞・副詞が使用されている。ここに意味の重点があり、句端としても同じく必然・必要を表す。

第十四類 方当 方使 方冀 方令 庶使 庶当 庶以 冀当 冀使 将使 使夫 令夫 所冀 所望 方欲 便欲

便当 行欲 足令 足使

いずれも「当(まさに……べし) 使(……しむ) 冀(こいねがう) 庶(こいねがう) 将(まさに) 令(……しむ) 望(のぞむ) 欲(……とほつす)」など必然・必要を表す助動詞や使役・願望を表す動詞を用いて、作者の

「きつと……て欲しい」「かならず……はずだ」という気持ちを表す。

第十五類 豈謂 豈知 豈其 誰知 誰言 何期 何謂 安知 寧謂 寧知 不謂 不悟 不期 豈悟 豈慮

いずれも上字に「豈 誰 何 安 寧」など反語を表す副詞または否定詞「不」を用い、下字に「謂 知 言 期 悟 慮」など「思う 知る」などの意の動詞または指示代名詞「其」を用いて反語表現または否定表現を形成し、当初の予測とは異なる結果になったことを表す。

第十六類 加以 加復 況復 兼以 兼復 又以 又復 重以 且復 仍復 尚且 猶復 猶欲 而尚 尚或 尚能

尚欲 猶仍 且尚

いずれも「加 復 兼 又 重 且 仍 尚 猶」などの副詞を用い、「また」の意の副詞、「そのうえ」の意の接続詞を形成する。

第十七類 莫不 罔不 罔弗 無不 咸欲 咸將 並欲 皆欲 尽皆 並咸

「莫不 罔不 罔弗 無不」は二重否定表現を使用して、他は「みな」の意の副詞「咸 皆 尽」、「ともに」の意の「並」という副詞を用いて、「すべて……」の意味に使用している。「尽皆」が一語と認定しうるほかはすべて一語とはされないが、二重否定表現は常用される形式である。

第十八類 自非 若非 非夫 若不 如不 苟非

「自 若 如 苟」は仮設条件を表す接続詞。「非夫」を除きいずれも「仮設条件を表す接続詞＋否定詞」という構造で、「……でなければ ……しなければ」という否定仮設条件を表す。「非夫」は上字が否定詞で、下字は指示代名詞。仮設条件は文脈から生じたもので「非夫」そのものは仮設条件を表さない。通常一語とは認められないが、句端としては一語と認めざるを得ない。

第十九類 何以 何能 何可 豈能 豈使 詎能 詎使 詎可 儻能 奚可 奚能

「何以」を除き、上字はいずれも反語を表す副詞であり、下字は「……できる」を意味する助動詞「能 可」、使役の「使」であり、意味の重点は反語を表す上字にある。「何以」は「疑問代名詞＋介詞」という構造であり、二字で「どうして」の意となり、これも反語表現となる。

第二十類 方慮 方恐 所恐 行恐 将恐 或恐 或慮 只恐 唯恐

上字は「所」を除きいずれも副詞で、「方(まさに) 将(はた) 或(あるいは) 只(ただ) 唯(ただ)」の意。「行」は「いくいく」と訓読するが、動作行為が行われようとすることを表し、「方」に通じる。「所」は助詞で、動詞の前に置かれ動詞を名詞化する。下字はいずれも動詞の「慮 恐」で「……ではないかと心配する」の意で、句端としての重点はこの動詞にある。ただ「恐」は場合によっては「おそらくは」という意味の副詞とも解される。

第二十一類 敢欲 輒欲 輕欲 輕用 輕以 輒用 輒以 敢以 每欲 常欲 恒願 恒望

上字の「敢 輒 輕 每 常 恒」は幾分かは原義を残すものすべて添え物であり、意味の重点は下字にある。

「欲 願」は「……(する)をねがう」と話者の願望を表す。「用 以」共通の意味機能としては介詞としてのそれが想起されるが、用例がないため確言はできない。

第二十二類 每至 每有 每見 每曾 時復 數復 或復 每時 或

「每至 每有 每見 每曾 每時」は一見して「毎」に重点のあることがわかる。「……のたびに」と言うのである。

「時復 數復」は上字「時 數」に意味の重点がある。「或復」は「或」に重点があり、普通は選択を表すと解される。誤入であろうか。「或」は興膳氏の指摘の通り下字を欠いている可能性が高い。

第二十三類 則必 則皆 則当 何嘗不 未嘗不 未有 不則

「則必 則皆 則当」は下字に重点があり、「……ならば必ず(みな)……(する)はずだ」と「きっと……する」の意となる。「何嘗不 未嘗不」は第十七類の二重否定表現と同じで「すべて……する(である)」の意味で「則必 則皆 則当」と同義である。「未有」は例外が見られないという文脈で使用され、やはり同じ意味と認められる。ただ最後の「不則」は普通は「否則」に同じで「そうでないならば」と解される。しかしこれではこの類の趣旨から外れることとなる。興膳氏は「則ち……ず」と訓まれるも用例を挙げておられない。「則ち……ず」と読むのであれば語序は「則不」となるべきであろう。また接続詞「則」で導かれる主文全体を「不」で否定するのは無理ではないか。^(四)

第二十四類 可謂 所謂 誠是 信是 允所謂 乃云 此猶 何異 奚異 亦猶 猶夫 則猶 則是

「可謂 所謂 允所謂 乃云」は「謂 云（いう）に、「誠是 信是 則是」は「是」（これ……）に、「此猶 猶夫 則猶」は「猶」（なお……のごとし）に重点があり、いずれもそれに続く内容によって上文をまとめる。「何異 奚異」も「どうして……と異なることがあるだろうか」と反語表現によって上文をまとめるものである。

第二十五類 誠願 誠當可 唯願 若令 若當 若使 必使

「誠願 唯願」は「願」に重点があつて「……をねがう」と願望し、「若令 若當 若使 必使」の上字はいずれも仮設条件を表す接続詞で、「もし……させたら」と期待をよせる。「誠當可」も「きつと……だろう」と期待する。

第二十六類 自可 自然 自応 自當 此則 斯則 則必 然則

「自可 自然 自応 自當」は副詞「自（おのずから）」に重点があり、下字の「可 応 當」と共に「自然と……なるはずだ」と結果を予測する。「此則 斯則 則必 然則」は接続詞「則」に重点があり、上文の内容を条件とすれば下文の内容がその結果となる、というのである。

以上の如く、『文鏡秘府論』句端篇に採録された句端は実に様々なものが混在している。従来の研究を基にし語法的に容易に説明できるものもあれば難しいものもある。語法的な説明が困難なものが多いのは編者杜正倫の編纂目的が作文法の一助とするものであったためであろう。もともと当時はまだ今日のような語法研究はなく、やむを得ないといえ

ばやむを得ないのであるが。

では何故にこのように雑多なものが混在しているか、換言すれば杜正倫は何を基準にして採録語を決定したかということが問題になる。これはすでに三迫初男が論文の中で言及されているように、^(五)杜正倫は賦を典型とする四六文において対句となる部分を整理し、対句から上にはみ出したものを句端と称したのである。たとえばたまたま机上にあった『宋書』卷八十一「顧覲之伝」に見える彼の弟の子顧寵の「定命論」に次のような一節がある。

①子可謂扶繩而弁、②循刻而議。③若乃宣撰有力、④豈非吉運所屬、⑤將迎有会、⑥実亦凶数自挺。⑦若夫陽施陰徳、⑧長世遐年、⑨揆厥所原、⑩孰往非命。

これを対句になる部分を左右に並べると次のようになる。

①子可謂扶繩而弁、③若乃宣撰有力、④豈非吉運所屬、⑦若夫陽施陰徳、⑨揆厥所原、
②循刻而議。⑤將迎有会、⑥実亦凶数自挺。⑧長世遐年、⑩孰往非命。

一見してあたかも③と④が共に6字句で対句になるようにも思われるが、続く⑤と⑥を見れば四字句と六字句となり、③と④も4字句・6字句であつて、③の句頭の「若乃」は付加成分、すなわち句端と判断される。杜正倫はこのように対句を整理して対句からはみ出した部分「可謂、若乃、若夫」などを集めて句端と称したに違いない。ただしはみ出した部分に含まれる名詞成分は句端にはならない。句端には一部の動詞が含まれることはあるが、原則は実字と虚字に大別した場合の虚字しか句端にはならない。杜正倫がこのような基準で採録したからこそ本稿で検討したように句端には雑多なものが含まれるのである。もし語法的な観点から基準を設けたならば決してこのような結果にはならなかつたはずである。以上によって句端がどのようなものであるかある程度解明できたと思う。今後は唐代以前の賦を中心と

する四六文を調査し、杜正倫と同様の基準で句端と認定できるものを収集し具体的な用例を検討し全体像を解明していきたい。

注

(一) 空海は帰国後まもなく将来目録を献上しているが、そこには仏典・仏具の類が収められているだけでその他の漢籍は記されていない。『文鏡秘府論』に關係する漢籍で空海自身が将来したことが確認できるのは『性靈集』巻四に収められている「書劉希夷集献納表」に見える王昌齡『詩格』一卷のみである。

王昌齡詩格一卷、此是在唐之日於作者辺偶得此書。古詩格等雖有數家、近代才子、切愛此格。

(二) この間の経緯は複製本の解説に拠る。

(三) 句端の語法分析に関しては三迫初男氏がすでに検討をされている。同氏論文第四節参照。

(四) 三迫氏は「不則」の「不」は上の「未有」に続けて「未有不」とするべきであり、末尾の「一則」一行文であろうとされる。同氏論文第二十一頁注

(一) 参照。

(五) 三迫氏論文第二節参照。

参考文献

- 小西甚一 『文鏡秘府論考・研究篇』上下 上冊 一九四八年 大八洲出版株式会社 下冊 一九五一年 講談社
- 三迫初男 「文鏡秘府論の句端の説」(『中国中世文学研究』第四期所収) 一九六五年
- 福永光司 「文鏡秘府論序訳注」(『日本の名著』三『最澄・空海』所収) 一九七七年 中央公論社
- 王晋江 「文鏡秘府論探源」 一九八〇年 香港・天地圖書有限公司
- 王利器 「弘法大師与文鏡秘府論」(『中華文史論叢』第四輯所収) 一九七九年 上海古籍出版社
- 興膳宏 『文鏡秘府論校注』 一九八三年 中国社会科学出版社
- 興膳宏 『文鏡秘府論』(『弘法大師空海全集』第五卷) 一九八六年 筑摩書房
- 興膳宏 『性靈集』(『弘法大師空海全集』第五卷) 筑摩書房
- 段徳森 『実用古漢語虚詞詳釈』 一九八六年 山西人民出版社
- 張玉金主編 『古今漢語虚詞大辞典』 一九九六年 遼寧人民出版社